

セーフティネット保証制度（５号）の認定要件（基準）について

全国的に**業況の悪化している業種**に属することで、経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するための制度です。

<認定要件>

1. 原則、本市において1年間以上継続して事業を行っていること（要件①）
2. 経済産業大臣が指定する業種に属していること（要件②）
3. 以下の認定基準（イ）または（ロ）を満たしていること（要件③）

認定基準（イ）：売上高等の減少

- 最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること

認定基準（ロ）：原油価格の上昇

- 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。

行っている事業と指定業種の関係別、売上高等の減少等に対する認定基準の適用について

【行っている事業と指定業種の関係(1)】

- 行っている事業が、**すべて**指定業種に属する。

企業全体の売上高等の減少等が認定基準を満たす。

【行っている事業と指定業種の関係(2)】

- 行っている事業のうち、**主たる事業**が指定業種に属する。

主たる業種及び企業全体の売上高等の減少等の双方が認定基準を満たす

【行っている事業と指定業種の関係(3)】

- 行っている事業のうち、**1つ以上の事業**が指定業種に属する。

行っている事業が属する指定業種の売上高等の減少等が企業全体に相当程度の影響を与えていることによって、企業全体の売上高等の減少等が認定基準を満たす。

認定基準（イ）に係る運用緩和について

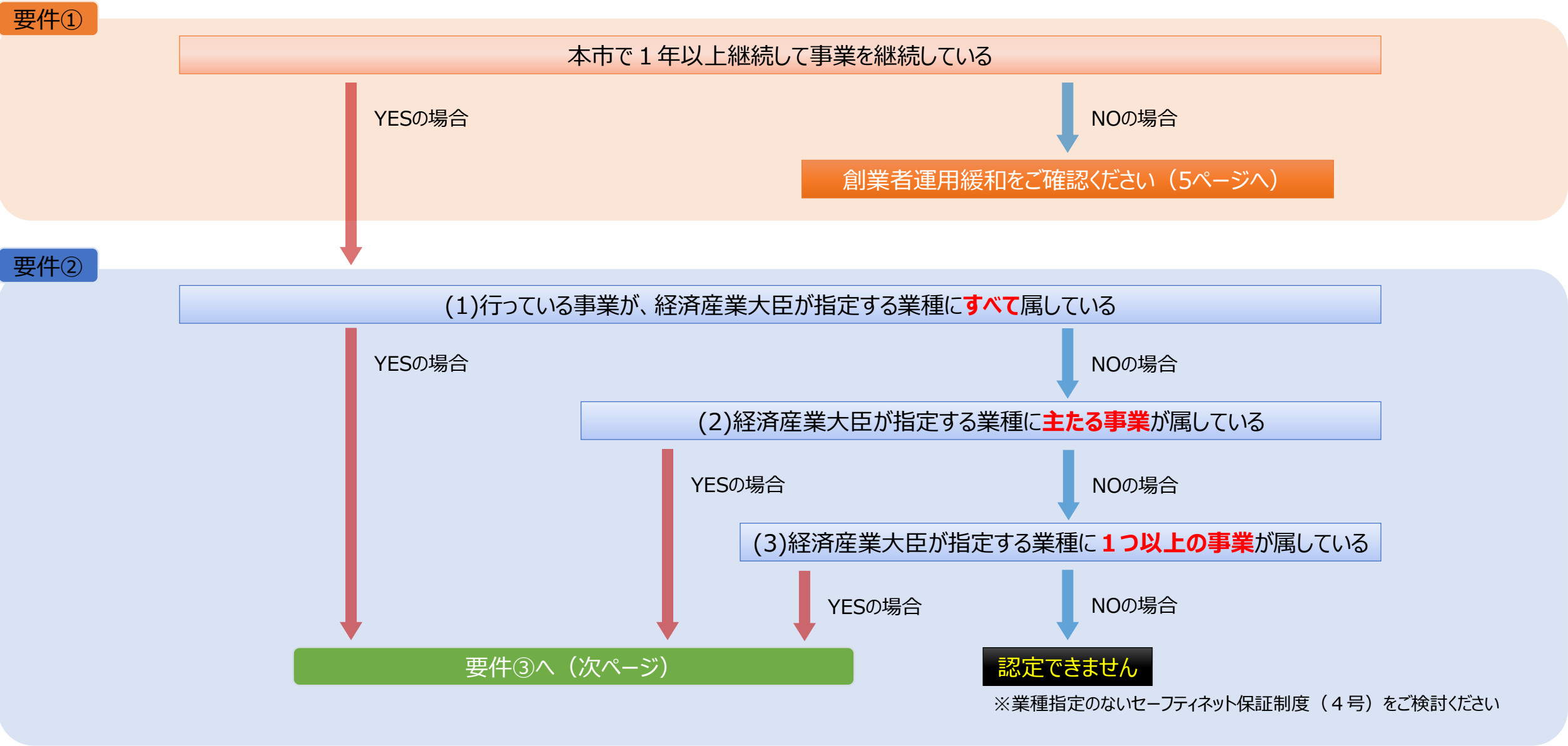
新型コロナウイルス感染症の影響による運用緩和

- 売上高等の比較は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較することとしており、原則として、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた月以後の売上高等は比較対象に入らず、**同感染症の影響を受ける直前同期と比較**する

創業者運用緩和

- **業歴3ヶ月以上1年3ヶ月未満の創業者**の方について、セーフティネット保証5号が利用できるように認定基準の運用を緩和
- 最近1ヶ月の売上高が最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等と比較して、5%以上減少していること

セーフティネット保証制度（5号）フローチャート



要件②(1)を満たす場合

要件②(2)を満たす場合

要件②(3)を満たす場合

要件③

(イ)最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している

(ロ)製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない

YES

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

YES

様式5-(イ)-4

NOの場合
または、
(ロ)の場合

様式5-(イ)-1

様式5-(ロ)-1

NO

YES

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

YES

様式5-(イ)-5

NOの場合
または、
(ロ)の場合

様式5-(イ)-2

様式5-(ロ)-2

NO

YES

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

YES

様式5-(イ)-6

NOの場合
または、
(ロ)の場合

様式5-(イ)-3

様式5-(ロ)-3

NO

認定できません

創業者運用緩和について

<対象となる方>

経営の安定に支障を生じている業歴3ヶ月以上1年3ヶ月未満の事業者

<認定基準>

最近1ヶ月の売上高が、最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等と比較して、5%以上減少していること

要件③

要件②(1)を満たす場合

最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較し、5%以上減少している

YES

様式5-(1)-7

要件②(2)を満たす場合

最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較し、5%以上減少している

YES

様式5-(1)-8

要件②(3)を満たす場合

最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較し、5%以上減少している

YES

様式5-(1)-9